## 公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

修繕請負契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水 道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札 (事後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和7年10月16日

公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 件名	遠心脱水設備修繕
(2) 場所	荒川水循環センター(戸田市笹目地内)
(3) 期間	契約確定の日から令和8年3月16日まで
(4) 概要	ア 施工内容
	2・5・6号遠心脱水機の法令点検及び各補機の劣化部品の交
	換調整作業一式
	イ 主要設備
	・遠心脱水機 3台
	・脱水ケーキ移送ポンプ 2台
	・脱水ケーキ貯留ホッパー 1台
	• 混合汚泥槽汚泥破砕機 1 台
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後
	審査型)執行要領(以下「執行要領」という。)に基づき、以下の
	とおり落札者を決定する。
	(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。
	(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの
	審査を行う。
	(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすこと
	が確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	令和7年10月16日(木) 10時00分から
	令和7年10月30日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以

	下「設計図書等」という。)の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示
	すとおりとする。
	なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダ
	ウンロードすることができる。
5 競争参加資格確認申	令和7年10月24日(金) 10時00分から
請書の提出	令和7年10月30日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資
	格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を書面により提出す
	ること。
6 設計図書等に関する	令和7年10月16日(木) 10時00分から
質問	令和7年10月23日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所
	に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和7年10月27日(月) 16時00分まで
	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームペー
	ジで公表する。
	入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホーム
	ページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した
	上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容
	は、すべての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することが
	ある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。
	(1)入札日時
	令和7年11月4日(火) 13時30分
	(2) 入札場所
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社
	2 階入札会場
9 入札に参加できる者	単体企業
の形態	
10 入札に参加する者に成	必要な資格
(1) 建設業の許可	機械器具設置工事業
	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による、上に
	示す建設業の許可を受けている者であること。
(2) 資格者名簿への	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿 (建設
登載	工事)(以下「資格者名簿」という。)に、上記「(1)建設業の許
	可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加
	資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前
	である者に限る。なお、下欄「(8)その他の参加資格」ウただし書

	資格の再審査を受けていること。
(3) 所在地	本店又は主たる営業所
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地につ
	いては問わない。
(4) 格付	** * * * * * * * * * * * * * * * * *
(5) 施工実績	本性   12/10/10/10/10/10   7 / 10   7 / 10   10   10   10   10   10   10   10
	1回の契約金額が2,000万円以上の下水道終末処理場及
	は浄水場における汚泥処理設備に係る機械設備の新設、増設、
	改築工事又は修繕
	契約の締結日にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日以降公告のE
	までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関
	する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法
	又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に
	示す工事又は修繕を元請として完成させた実績を有すること。
	上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主た
	る
	成員に限ることなく、契約金額出資比率相当額(特定企業体の
	出資比率を契約金額に乗じたもの。)とする。
   (6) 配置予定の技術者	
	経験
	アース   アー
	の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
	一 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する入札参加者と、「5
	競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出其
	限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の
	配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできた
	い。
	│
	争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)に記載
	すること。
	スプロロップ   スプロップロップ   スプロロップ   スプロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロロップ   スプロッ
	事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
	オー本件は「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者
	の専任に係る取扱い要領」(以下「技術者の専任要領」という。
	の対象とする。
	カー本件は、「公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における
	専任特例監理技術者等の配置に係る要領」の対象とし、建設業法

	T
	第26条第3項第1号、第2号の規定の適用を受ける監理技術者
(E) == IE (I) == I	等の配置を認める。
(7) 現場代理人	本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」
	により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。
	受注者は、現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は修繕等着
	手日について契約締結後に発注者と協議することができる。
(8) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4
	の規定に該当しない者であること。
	イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の
	規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた
	者でないこと。
	│ │ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手線
	│ │ 開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平
	│ │ 成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがた
	│ │ されている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日
	とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定め
	る競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではな
	い。
	│  。 │エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がな
	いこと(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一
	入札への参加を制限する運用基準」参照)。
	大化への参加を制限する建用金半」参照が。   オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に
	係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を
	除る人化参加停止等の指直安欄に基って人化参加停止の指直を   受けていない者であること。
	力 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約し
	係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受け
	ていない者であること。
	キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係
	│ る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を§ │
	けていない者であること。 
	│ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し │
	ていること。
	│ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号 │
	に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号
	に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号
	に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること
	ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外され
	ている者は、この限りでない。
1 最低制限価格	設定する。
2 入札保証金	免除する。
2-2 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の 10 分の 1 以上 (当該金額に 1 円未満の対

	数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入
	│ │ 札保証金を納付したときは、その差額) を納付しなければならな│
	ιν <sub>°</sub>
	   (2) 納付方法 現金による納付の場合は、以下の口座に振り込むも
	のとする。
	契約保証金振込口座
	銀 行 名 埼玉りそな銀行県庁支店
	口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社
	種類 普通預金
	口座番号 4630836
	免除する。
	ア 保険会社との間に埼玉県下水道公社を被保険者とする履行
	保証保険契約を締結した者
	イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融
	機関と埼玉県下水道公社を債権者とする工事履行保証契約を
	締結した者
	(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受
	けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべ
	き理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還
	付しない。
13 支払条件	
(1)前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は
	切り捨てる。)。
(2) 部分払	しない。
14 支払方法	完成検査終了後、一括精算
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意	
事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において
	参加資格がない者は入札に参加できない。
	イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2)入札書に記載する金	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
額	なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-2号)
	を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。
	イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができな
	い。
	ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格

	未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することが
	できない。
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるとき
	は、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。
	ア 入札者の押印のない入札書による入札
	イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入
	札書による入札
	ウ 金額の訂正のある入札書による入札
	エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
	オ 入札に参加する資格のない者がした入札
	カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明ら
	かでない入札書による入札
	キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
	ク 他人の代理を兼ねた者がした入札
	ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の
	代理をした者がした入札
	  コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
	サ 明らかに談合によると認められる入札
	シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があ
	る者同士がした入札
	  ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札
	セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
	ソーその他、公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料
	は返却しない。
	(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を本件の現場
	に配置すること。
	(3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行
	要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立
	ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
	(4) 入札参加者は、(3) に定めること以外に、入札後、この公告、
	設計図書等(質問回答書を含む。)、現場等についての不明を理
	由として、異議を申し立てることはできない。
	(5) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕・エ
	事請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟
	知して入札に参加すること。
	─────────────────────────────────────
い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 電話番号 048-421-5861